別表第10の1の2の注1中「注2」の下に「及び注3」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同1の2の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を加え、同注2を同1の2の注3とし、同1の2の注1の次に次のように加える。

2　ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

別表第10の6中「42単位」を「30単位」に、「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同10の7を次のように改める。

7　送迎加算

イ　送迎加算(I)　27単位

ロ　送迎加算(II)　13単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第10の9の注中イからニまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　1から8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第10の9の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(IV)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第11の1のイ中「748単位」を「751単位」に、「667単位」を「670単位」に、「634単位」を「637単位」に、「609単位」を「612単位」に、「572単位」を「575単位」に改め、同1のロ中「255単位」を「245単位」に、「587単位」を「564単位」に改め、同1のハ及びニ中「270単位」を「271単位」に、「162単位」を「163単位」に改め、同1のホ中「748単位」を「751単位」に改め、同11の1の注2中「かつ月14回」を削り、同11の1の2のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(III)

別表第11の1の2の注1中「注2」を「この1の2及び9」に、「100分の25」を「100分の35」に、「10単位」を「15単位」に、「7単位」を「10単位」に改め、同1の2の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を加え、同注2を同1の2の注3とし、同1の2の注1の次に次のように加える。

2　ロについては、生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

別表第11の2の2の注中「の利用者（1のイに規定する生活訓練サービス費(I)が算定されている利用者に限る。）」を「又は指定宿泊型自立訓練の利用者（1のロに規定する生活訓練サービス費(II)が算定されている利用者を除く。）」に改め、「当該指定自立訓練（生活訓練）等」の下に「又は当該指定宿泊型自立訓練」を、「、指定自立訓練（生活訓練）等」の下に「又は指定宿泊型自立訓練」を加え、同11の5の2中「又は就労している利用者」を「、地域活動支援センター（法第5条第25項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の7の注2において「生活介護等利用者」という。）」に、「当該障害福祉サービスを利用」を「これらのサービスを利用することができないとき」に改め、同11の7中「68単位」を「48単位」に、「42単位」を「30単位」に改め、同7の注1及び注2中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同11の9を次のように改める。

9　夜間支援等体制加算

イ　夜間支援等体制加算(I)

(1)　夜間及び深夜の時間帯において、生活支援員等が支援を行う利用者（以下この9において「夜間支援対象利用者」という。）が3人以下　448単位

(2)　夜間支援対象利用者が4人以上6人以下　269単位

(3)　夜間支援対象利用者が7人以上9人以下　168単位

(4)　夜間支援対象利用者が10人以上12人以下　122単位

(5)　夜間支援対象利用者が13人以上15人以下　96単位

(6)　夜間支援対象利用者が16人以上18人以下　79単位

(7)　夜間支援対象利用者が19人以上21人以下　67単位

(8)　夜間支援対象利用者が22人以上24人以下　58単位

(9)　夜間支援対象利用者が25人以上27人以下　52単位

(10)　夜間支援対象利用者が28人以上30人以下　46単位

ロ　夜間支援等体制加算(II)

(1)　夜間支援対象利用者が3人以下　149単位

(2)　夜間支援対象利用者が4人以上6人以下　90単位

(3)　夜間支援対象利用者が7人以上9人以下　56単位

(4)　夜間支援対象利用者が10人以上12人以下　41単位

(5)　夜間支援対象利用者が13人以上15人以下　32単位

(6)　夜間支援対象利用者が16人以上18人以下　26単位

(7)　夜間支援対象利用者が19人以上21人以下　22単位

(8)　夜間支援対象利用者が22人以上24人以下　19単位

(9)　夜間支援対象利用者が25人以上27人以下　17単位

(10)　夜間支援対象利用者が28人以上30人以下　15単位

ハ　夜間支援等体制加算(III)　10単位

注1　イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2　ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)の算定対象となる利用者については、算定しない。